

計画等の案の概要

名称	静岡県耐震改修促進計画（第4期・令和8～12年度）		
公表するもの	静岡県耐震改修促進計画（第4期・令和8～12年度）案		
県民意見の募集	有 無	有の場合は その募集期間	令和7年12月19日（金）～令和8年1月16日（金）
担当課等名	くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課 電話番号 054-221-3320		
総合計画における位置づけ	1 命を守る安全な地域づくり 1-3 防災・減災対策の強化 (1) 地震・津波・火山災害対策		
審議会等の名称			

趣旨

静岡県では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条の規定に基づき、平成18年10月に静岡県耐震改修促進計画（第1期・平成18～27年度）を策定しました。その後、令和3年4月の第3期計画（令和3～7年度）まで逐次改訂を重ね、住宅・建築物の耐震化に向け、各種施策に取り組んできました。

第3期計画が令和7年度末で満了することから、耐震化の現状や課題等を踏まえ、令和8年度からの運用に向けて、新たに5か年を計画期間とする静岡県耐震改修促進計画（第4期・令和8～12年度）を策定します。

骨子

<次期計画（案）の概要>

1 現状の課題

- (1) 住宅：令和5年の耐震化率は92.8%で、第3期計画の目標である令和7年度末の耐震化率95%をおおむね達成できる見込みであるが、高齢化率の高い市町における耐震化の推進が急務である。
- (2) 建築物：全体としては、耐震化が進んでいるものの、店舗やホテル・旅館など不特定多数の者が利用する建築物や、伊豆半島における緊急輸送ルート等沿いの建築物の耐震化が遅れている。

2 目標等

(1) 基本方針

地震による住宅・建築物の倒壊から、一人でも多くの県民の命を守り、助かった命をつなぐ。

(2) 数値目標（耐震化率等）

建築物の種類	第3期計画の目標(R7末)	現状	第4期計画の目標(R12末)
住宅	95%	92.8% (R5年度末)	耐震性が不十分なものを おおむね解消 ^{※1}
特定建築物	—	94.8% (R7.3)	
大規模建築物	95%	92.7% (R7.3)	
沿道建築物	—	26.2% ^{※2} (R7.3)	50%以上 ^{※2}

※1 おおむね解消：耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す

※2 耐震性不足解消率：「耐震性のある建築物棟数及び除却棟数」を「当初公表時の棟数」で除した値

3 重点施策

区分	内容
支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト「TOUKAI-0⁺（プラス）」総合支援事業による助成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 木造住宅：耐震化に加え、部分補強などの新たな減災化助成メニューを追加、低コスト工法の推奨 ➢ 大規模建築物、沿道建築物：一般建築物より手厚い支援制度を継続
啓発及び知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化未実施の住宅・建築物について、ダイレクトメールや訪問などにより、支援制度等を丁寧に説明し耐震化を促す。 ・住宅については、「最低限命を守る対策」を総合的に推進していくため、減災化も含めて幅広い対策を提案する。 ・大規模建築物及び沿道建築物については、対象棟数が限られていることから、耐震化に係る阻害要因や要望等について所有者等と意見交換しながら、具体的な方策を所有者等とともに検討する。 ・大地震後も継続使用が可能となる余裕のある耐震性能の確保に向け周知啓発する。